

認定こども園について

千葉県こども未来局

1. 認定こども園とは

1. 認定こども園とは①

- 認定こども園は、**幼稚園と保育所の役割を両方とも果たす施設**で、小学校就学前の子どもに、幼児期の教育と保育を一体的に提供します。
- 保護者の働き方にかかわらず（共働きの家庭も、専業主婦（夫）家庭も）利用でき、入園後に働き方が変わっても、通い慣れた園を継続して利用することができます。
- 幼稚園から移行した認定こども園は、建学の精神に則り、各園の創意工夫により、幼児教育・保育を提供します。
- さらに、園児以外も対象として、相談活動や親子の集いの場など、地域における子育て支援を行います。

1. 認定こども園とは②

- 平成27年4月から、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、全国で「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
- これにより、「少子化対策」が社会保障のひとつに位置付けられ、国の責任において、「新制度」の実施に必要な財源が確保されます。
- この「新制度」の中で、「認定こども園」は施策の大きな柱のひとつに位置付けられており、全国的に普及が図られることとなっています。

1. 認定こども園とは③

- 現在、小学校就学前の子どもが通う場所は、例外もありますが、保護者の働き方によって決まるのが実情です。

「専業主婦（夫）家庭の子どもは幼稚園」

「共働き家庭の子どもは保育所」

⇒途中で仕事を始めたら幼稚園を退園して保育所へ？

⇒途中で仕事を辞めたら保育所を退所して幼稚園へ？

- 本来、保護者の働き方だけでなく、個々の子どもの健やかな成長にとって最善の選択ができ、子どもが慣れ親しんだ園に通い続け、一貫性のある教育・保育を受けられることが、望ましい姿です。
- 認定こども園の普及は、保護者の皆様の選択の幅を広げ、一人一人の子どもたちが個性や発達状況に合った教育・保育を受けることができる機会を充実することにつながります。

1. 認定こども園とは④

そこで…

- 千葉市は、教育・保育に関する豊富なノウハウや、優れた施設・周辺環境を有する幼稚園・保育所の認定こども園への移行を促進していきます！
- 平成27年度から令和3年度までに、32園の幼稚園が、認定こども園に移行しました！

2. 認定こども園の利用手続き

2-1. 教育・保育給付認定 (保育の必要性の認定)①

- **認定こども園の利用に当たり「保育の必要性の認定」
(=「教育・保育給付認定」)を受けていただきます。**
- **認定の種類は、年齢と「保育の必要性」に応じた3種類
です。**
 - ① **1号認定 (教育標準時間認定)**
…3～5歳で、4時間程度の教育を受ける子ども
 - ② **2号認定 (保育認定)**
…3～5歳で、8～11時間の教育・保育を受ける子ども
 - ③ **3号認定 (保育認定)**
…0～2歳で、8～11時間の教育・保育を受ける子ども

2-1. 教育・保育給付認定 (保育の必要性の認定)②

➤ 保護者が、主に次の事由でお子さんを家庭で保育できない場合に、保育の必要性が「ある」(2号認定又は3号認定)と認定します。

- 就労(両親とも月64時間以上(通勤時間は含みません。))
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病、障害
- 親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 育休取得時に保育を利用している子どもの継続利用

など

2-1. 教育・保育給付認定 (保育の必要性の認定)③

- **2号・3号認定の場合、保護者の就労時間等によって、保育の必要量（施設を利用できる時間）が異なります。（2区分）**
 - A. 保育標準時間利用 … 1日11時間まで**
 - 両親ともに月に120時間以上就労（主にフルタイム勤務を想定）する場合等が当てはまります。
 - B. 保育短時間利用 … 1日8時間まで**
 - 月に64時間以上120時間未満就労（主にパートタイム勤務を想定）する場合等が当てはまります。
 - 120時間に満たない場合でも、通勤時間を含めた就労の時間帯を考慮し、保育標準時間と認定する場合があります。
- **1号認定の場合、利用時間の区分はありません。現在の幼稚園と同様、4時間程度の教育を受けます。（必要に応じて、教育時間前後の「預かり保育」の利用も可能です。）**

2-1. 教育・保育給付認定 (保育の必要性の認定)④

➤ 教育・保育給付認定についてまとめると…

年齢	保育の必要性	支給認定区分		保育の必要量 (利用可能時間)	就労時間の下限 (両親ともに)
3～5歳	なし	1号認定	教育標準時間	4時間程度/日	—
	あり	2号認定	保育標準時間	11時間まで/日	120時間/月
			保育短時間	8時間まで/日	64時間/月
0～2歳	あり	3号認定	保育標準時間	11時間まで/日	120時間/月
			保育短時間	8時間まで/日	64時間/月

- 幼稚園と同じように利用する場合は、「1号認定」を受けて引き続き通園します。
- 共働きなどで教育時間前後の保育が必要な場合は、「2号認定」を受けて引き続き通園します。

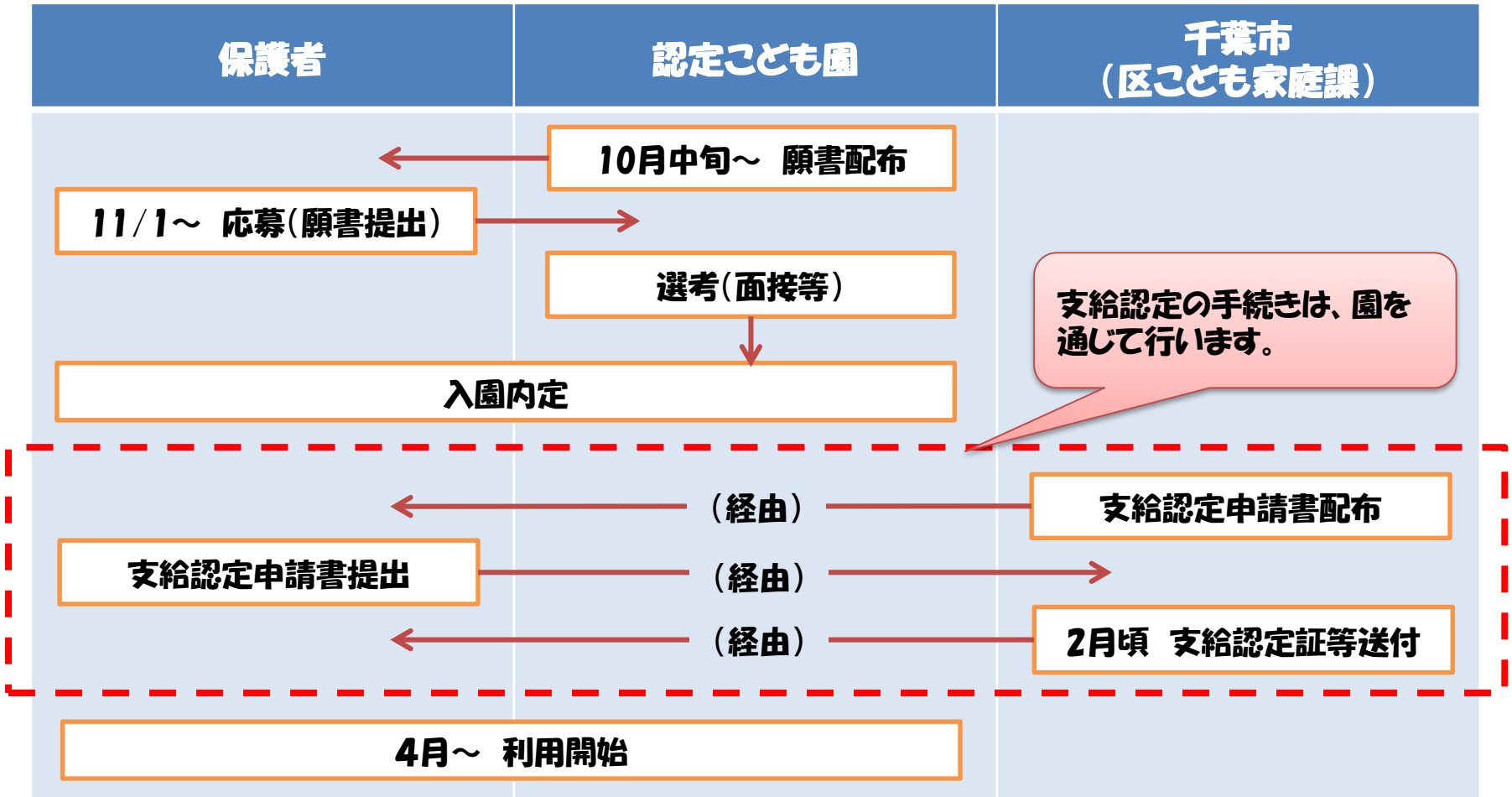
2-2. 認定こども園の利用手続き

- 幼稚園が認定こども園に移行する場合の利用手続きは、大きく、次の3パターンに分かれます。

認定区分	利用区分	申込先	パターン
1号認定	来年4月から新たに入園	園に直接申込み	A
	幼稚園に在園中の子どもの継続利用	園に直接申込み	B
2号認定	来年4月から新たに入園※	市に申込み	C

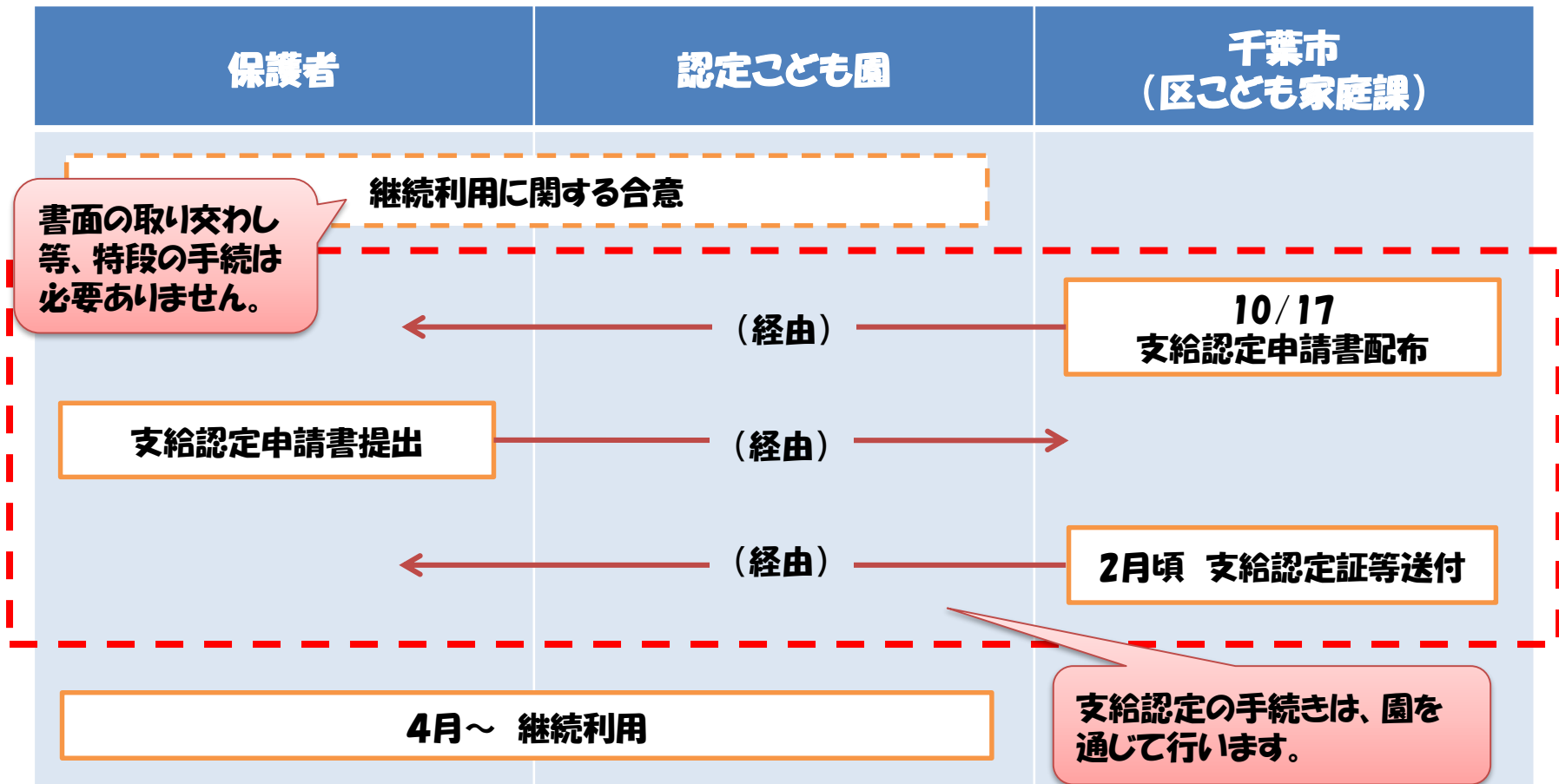
※幼稚園に在園中の子どもが2号認定を受けて継続利用する場合は「パターンC」に該当しますが、移行年度は、千葉市内にお住まいの方については入園優先度を最も高くして選考しますので、希望すれば必ず継続利用することができます。

2-2-A. 来年4月から新たに入園 (1号認定を受けて利用)



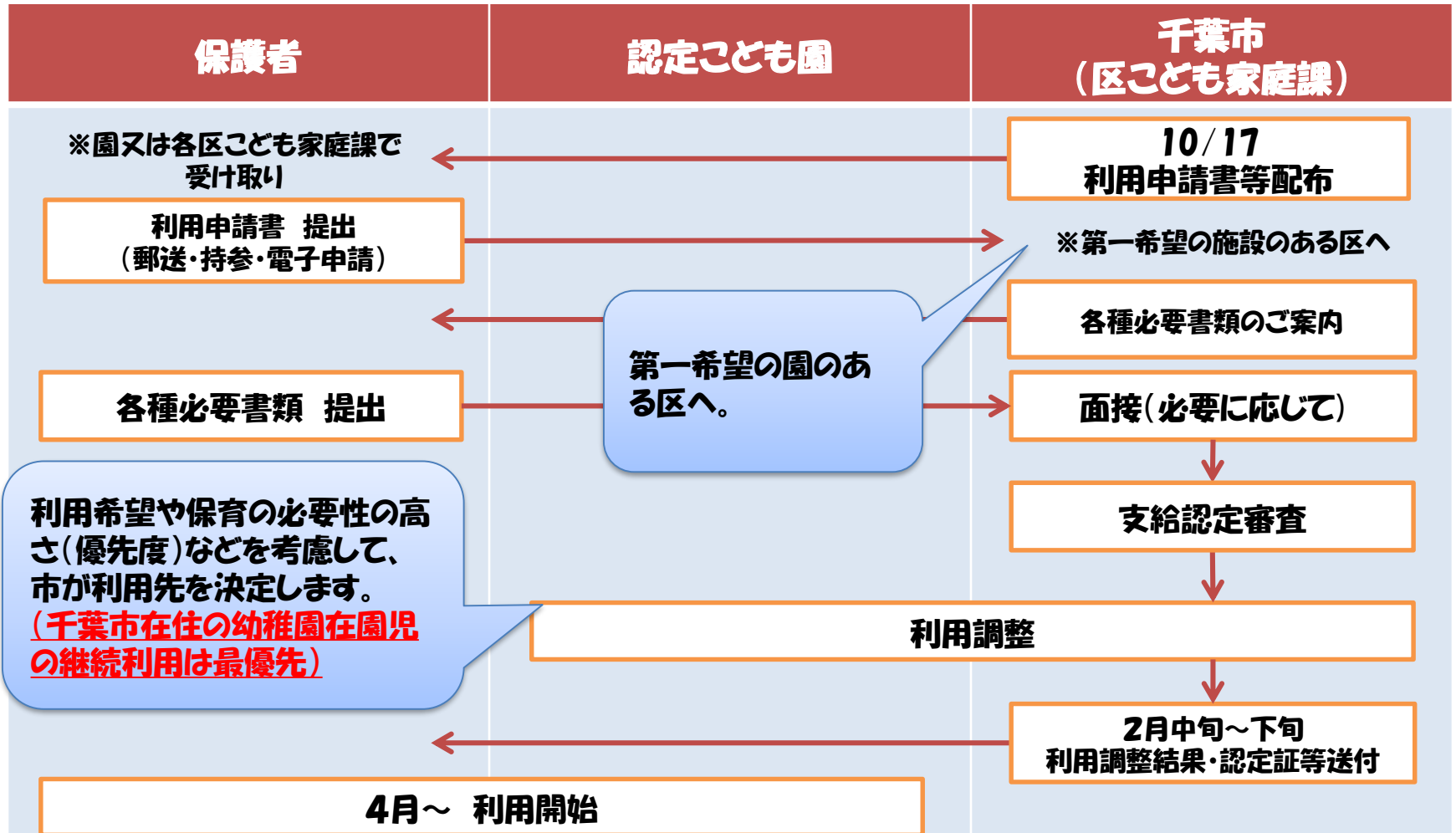
※上記は令和4年度の千葉市在住の方のスケジュールです。
 ※支給認定手続きの詳細は、申請書配布の際にお知らせします。

2-2-B. 幼稚園在園児の継続利用 (1号認定を受けて利用)



※上記は令和4年度の千葉市在住の方のスケジュールです。
 ※支給認定手続きの詳細は、申請書配布の際にお知らせします。

2-2-C. 来年4月から新たに入園 (2号認定を受けて利用)



※上記は令和4年度の千葉市在住の方のスケジュールです。

※詳しくは、利用申請書等の配布の際にご案内します。

2-3. 在園中に就労状況等が変わった場合

- 在園中に就労状況が変わっても、通い慣れた園に通い続けることができます。

※手続き方法は、利用している施設の所在する区こども家庭課へお問い合わせください。

なお、2号認定のお子さんの人数が想定を上回ると、ご希望に沿えない場合もあります。必ず事前に園へご相談ください。

< 2号認定⇒1号認定 >

- 在園中に仕事を辞めるなど、家庭での保育が可能な状況になった場合は、2号認定から1号認定へ。(教育時間前後は預かり保育の利用も可能。)

< 1号認定⇒2号認定 >

- 在園中に仕事に就くなど、家庭での保育が困難な状況になった場合は、1号認定から2号認定へ。

3. 認定こども園の基本保育料等

3-1. 幼児教育・保育の無償化について①

- 令和元年5月10日に、改正子ども・子育て支援法が成立したことにより、令和元年10月から、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償となりました。

(ただし、実費・特定負担額は無償化の対象外です。)

- 保育が必要な1号認定の子どもの預かり保育料も、無償化の対象です。

※無償化の対象となるには保育の必要性の認定が必要です。

※金額には上限があります。

3-1. 幼児教育・保育の無償化について②

➤ 無償化に関する詳細については、幼保支援課HPをご参考ください。

➤ <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/shien/musyouka-index.html>

上記ページのQRコードはこちら→



3-2. 認定こども園に支払う主な費用①

① 保育料(基本保育料)(3号認定のみ)

- 教育・保育の提供を受けるための対価として、毎月、所得に応じてお住まいの市町村が定める保育料を支払います。

※住民税非課税世帯は保育料は無償となります。

② 特定負担額(1、2号認定のみ)

- **教育・保育の質の向上を図るために必要な費用の対価として、各園が独自に定める金額を支払います。**

③ 実費(全員)

- **給食の提供、日用品・文具の購入、行事への参加等に必要な実費を支払います。**

※ 3号認定の給食代は、主食・副食とも基本保育料に含まれています。

※ 年収360万円未満相当の世帯及び全階層の第3子(※)以降は、副食費が免除されます。

(※)年収360万円相当以上の世帯は、「第3子」の考え方について要件があります。

3-2. 認定こども園に支払う主な費用②

- 特定負担額と実費は、これまでと同様、直接認定こども園へ支払います。**
- それぞれの金額や内容、支払い時期、支払方法は、認定こども園が独自に定めています。**
- 特定負担額と実費を徴収するためには、保護者の同意が必要です。**

3-3. 基本保育料(参考)

- **3号認定の子どもについては、所得に応じてお住まいの市町村が定める基本保育料を支払います。(市民税非課税世帯を除きます。)**
- **なお、認定こども園と保育所とで、基本保育料の金額に違いはありません。**
- **千葉市の基本保育料は、保護者の負担軽減を図るため、国が定めた基準額より低額に設定しています。**
- **なお、基本保育料は、幼稚園の保育料と同様、認定こども園に直接支払います。**

お問い合わせ先

◆ 認定こども園の制度全般に関すること

⇒ 幼保支援課 制度推進班 : 043-245-5977

◆ 幼稚園の幼児教育・保育の無償化に関すること

⇒ 幼保支援課 幼児教育振興班: 043-245-5100

◆ 認定こども園の利用手続きに関すること

⇒ 利用希望施設の所在する区のこども家庭課:

中央区こども家庭課 : 043-221-2172

花見川区こども家庭課 : 043-275-6421

稲毛区こども家庭課 : 043-284-6137

若葉区こども家庭課 : 043-233-8150

緑区こども家庭課 : 043-292-8137

美浜区こども家庭課 : 043-270-3150

※他市町村にお住いの方は、それぞれの市町村にお問い合わせください。